

○飛騨市地域建設業経営強化融資制度に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

平成21年3月16日

告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、市と建設工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設事業者(以下「建設事業者」という。)が地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の工事請負代金債権の譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、地域建設業経営強化融資制度(以下「本制度」という。)とは、地域建設業経営強化融資制度について(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)に基づき、建設事業者が、工事請負代金債権を工事請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定に従い、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得て第5条に規定する債権譲渡先に譲渡し、当該債権を担保として債権譲渡先が建設事業者に対して当該工事に係る融資を行うこと。また、債権譲渡先が行う転貸融資と併せて建設事業者が金融機関から当該工事に係る融資を受ける場合においては、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)は、第13条に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができることをいう。

(対象工事)

第3条 債権譲渡を承諾することができる工事は、請負代金の額が1,000万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事は対象外とする。

- (1) 以下の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 飛騨市工事等低入札価格調査事務取扱要領(平成19年飛騨市訓令第6号)第4条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (4) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡の承諾後において、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、前項に規定する請負代金額は変更後のものとする。

(債権譲渡先)

第5条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)、一般社団法人若しくは一般財団法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る建設事業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金(昭和50年7月16日に財団法人建設業振興基金という名で設立された法人をいう。)が被保証者として適当と認められる民間事業者であって、建設事業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾時期)

第6条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第3条第2項第1号アの工事にあっては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、これを行うことができない。なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 債権譲渡の承諾の申請(以下「申請」という。)をする建設事業者及び債権譲渡先(以下「申請者」という。)は、次の書類により市へ申請するものとする。なお、書類は、契約担当課へ持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 3通
- (2) 債権譲渡契約証書(様式第3号)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 発行日から3月以内の建設事業者及び債権譲渡先に係る印鑑証明書 各1通。ただし、申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に市長に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

- (5) 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書
- 2 前項の申請は、第6条に規定された日以降でなければ、これを行うことができない。
- 3 第1項の申請を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 債権譲渡の目的が本制度に基づく融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が第5条に規定する者であること。
- (2) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が既に譲渡されていないこと。
- 4 第4条第2項の場合において、第1項第1号の債権譲渡承諾依頼書及び同項第2号の債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及びこれに基づき算出される債権譲渡額は変更後の額に読み替えるものとする。また、建設事業者は遅滞なく債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

(債権譲渡の承諾及び不承諾)

第8条 申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を確認し、申請を受理した日より14日以内(以下「交付期限」という。)に債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、確定日を付した債権譲渡承諾書(様式第4号)又は債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を申請者に2通交付する。ただし、やむを得ない事情で、交付期限までに申請者に対し債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾通知書を交付できない場合は、その旨を速やかに申請者に連絡するものとする。

- (1) 申請された工事が第3条に規定された工事であること。
- (2) 債権譲渡額が第4条に規定された額であること。
- (3) 債権譲渡先が第5条に規定された者であること。
- (4) 第7条第1項に規定された書類が提出されており、かつ、記載事項等に不備がないこと。
- (5) 申請日が第7条第2項に規定された日以降であること。
- (6) 第7条第3項に掲げられた要件を満たしていること。
- 2 前項の規定により、債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡整理簿(様式第6号)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。

(支払計画等の提出)

第9条 建設事業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該融資に係る借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出するものとする。

2 債権譲渡先は、前項の支払計画等の提出を受けたときはこれを確認し、さらに保証事業会社よりその確認を受けなければならない。

(融資の実行報告)

第10条 建設事業者及び債権譲渡先は、第8条第1項の承諾を受け金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市長に融資実行報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(被担保債権)

第11条 譲渡債権は、債権譲渡先の建設事業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設事業者に対して有する当該工事に係る金融保証に関する求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が建設事業者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(債権譲渡額の請求)

第12条 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した工事請負代金の請求に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 請求書(様式第8号) 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発行日から3月以内の建設事業者及び債権譲渡先に係る印鑑証明書 各1通。ただし、申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に市長に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする。
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

2 債権譲渡が行われた場合には、建設事業者及び債権譲渡を受けた債権譲渡先は前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

(金融保証の範囲)

第13条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金であって、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から建設事業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、地域建設業経営強化融資制度に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年3月30日告示第56号)

この告示は、平成23年3月30日から施行する。